

第四十八回

參議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和四十年三月二十四日(水曜日)

午後一時四十三分開会

三月二十四日

委員の異動

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

西田 信一君

佐野 廣君

○製造たばこの定価法案(内閣提出)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財政法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○石油ガス税法案(内閣送付、予備審査)

○関税率法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

鈴木一弘君が辞任せられ、その補欠として中尾辰義君が選任せられました。

○委員長(西田信一君) 理事の補欠互選について

事務局側
常任委員会専門 坂入長太郎君

員 日本専売公社總裁 阪田 泰二君

説明員

おはかりいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠けておりますので、この際補欠互選を行ないます。互選の方法は、便宜、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に中尾辰義君を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 昨二十三日本院先議として提出され本委員会に付託せられました製造たばこの定価法案、同日予備審査のため付託せられました証券取引法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題といたします。

まず、各案につきまして提案理由の説明を聽取いたします。鍋島政務次官。

○政府委員(鍋島直紹君) ただいま議題となりました製造たばこの定価法案及び証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、製造たばこの定価法案について申し上げま

す。現行の製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律は、日本専売公社の製造する製造たばこの品目ごとの最高価格を定めておりますが、その際、あわせてその種類、名称、型式及び品質を規定しているため、これらの事項の軽微な変更についてまで、そのつど法律を改正して国会の御審議を受けることとなつております。

しかしに、最近、消費生活の水準に伴つて製造たばこの銘柄を多様化することを要望する声が強くなつており、この国民各階層の消費の動向に即応するためには、日本専売公社の製造する法律は、日本専売公社の製造する手続を簡素化することといたし、日本専売公社の企業性を尊重しつつ、その事業の適切かつ弾力的な運営をはかる

ことができるようになつた必要があります。これが、この法律の提案の理由であります。

次に、その概要を申し上げます。まず、日本専売公社の製造する製造たばこのについて、その種類ごとに、その品質に応じた等級区分を規定し、その等級ごとに、現に販売されている製造たばこの品目ごとの小売り定価を勘案して、最高価格を定めることといたしております。なお、日本専売公社の技術開発に資するため、また輸入外国製造たばこに匹敵する高級品に対する需要に応じたため、紙巻きたばこのについて、特に品質のすぐれた高級品に限り、輸入外国製造たばこの小売り定価に準じて、最高価格の特例規定を設けることといたしております。

次に、製造たばこの品質区分の最高価格の範囲において、その属する品質区分の最高価格の範囲において、妥当な価格を決定するための基準を掲げることといたしております。

最後に、製造たばこの品目ごとの規格、型式等につきましては、今後新たに製造する製造たばこを販売する場合において、これらの事項を、たばこ専賣法第三十四条第一項の規定による小売り定価の公告の際、あわせて公告することといたしております。

なお、現に販売している製造たばこにつきましては、この法律施行の際、あらためて現行の小売り定価を公告するとともに、その等級及び規格等をあわせて公告することといたしております。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案について申し上げます。証券業は、国民経済的立場から見ましてすることといたし、証券業は、重要な事業であります。また、近時証券投資が普及し、投資者層が広く一般大衆まで拡大している実情にありますので、証券業は社会的にもきわ

めて公共性の高い事業であるといわなければなりません。このような状況にかんがみ、証券会社の社会的地位の向上と投資者保護に資するため、証券業を免許制とし、これに伴い監督規定を整備することともに証券外務員について登録制を採用することとし、この法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を御説明申し上げます。

券業を登録制から免許制に改めることとし、免許の審査基準としては、十分な財産的基礎及び良好な収支見込み、適正な人的構成並びに国民経済的・地域的妥当性の三点を規定し、また、証券業の業務が、性質の異なる数種の業務からなつていることにかんがみ、免許は四種類に区分した業務別に与えることとしたしております。

次に、免許制の採用に伴いまして、登録制が前提となつております現行の監督規定期等を整備する必要がありますので、この点を改正することとしております。そのおもな事項は、免許制採用

の趣旨に従い、必要な事項を認可の対象とすることと、経営の不健全化等を防止するため、是正保全の命令を行ない得るものとすること、内部留保の充実による経営の安定をはかるため、三種類の準備金の規定を設けること、証券取引に関する証券会社及びその役職員の行為について特別に規制を行なうこと、証券会社の常務に従事する役員の兼職、兼業を承認事項とするこの五点であつて、

また、外務員の職務が、証券会社の営業所から離れて、単独で顧客に接し、通常、有価証券の売買等の契約まで行なうものでありますところから、外務員が顧客との間で行なう証券取引に対する証券会社の責任を明確にして、投資者の保護とする証券業の信用の向上をはかるため、外務員を登録制とし、これを大蔵大臣の監督下に置き、外務員は、証券会社にかわって、有価証券の売買その他の取引に関し、裁判上の行為を除き、原則として、一切の権限を有するものとみなす規定を設け

る」といひだしてあります。

なお、これに伴いまして、証券業の免許申請手続、免許の取り消しを受けることとなる事由、外務員の登録手続、欠格事項等を規定し、罰則等について所要の整備を行なうとともに、附則におきまして改正に伴う経過規定を設け、現在の登録証券業者については、昭和四十三年三月三十一日まで旧法が引き続いてなおその効力を有するものといたしました。

以上が製造たばこ定価法案及び証券取引法の一
部を改正する法律案の理由及びその概要でありま
す。

す。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成ください
るようお願いを申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。
引き続き、製造たびごと定価法案につきまして、補足説明を聴取いたします。半田専売公社監理官。
○政府委員(半田剛君) このたび御審議をお願いする製造たびごと定価法案の要綱につきましては、ただいま鍋島政務次官の御説明申し上げたとおりであります。が、その補足的説明を私からさせていただきます。

に、最近における消費の動向に即応するため、日本専売公社の製造する製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化し、その事業の適正かつ弾力的な運営をはかる内容としたものであります。

いでは、法律または国会の議決に基づいて定められなければならないという規定の趣旨に沿いまして、現在行なわれておりまする製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律によりまして、その最高価格を定めることにいたしておりますのでござります。しかしながら、その際、製造たばこの品目ごとに、その最高価格とあわせて、種類、名称、及び型式、つまり長さや太さ並びに品質を規定しておりますため、これらの事項の軽微な変更、た

とえばホープをロングサイズにいたしますようないふ場合などにも、そのつど法律を改正して国会に御審議を受けてまいった次第でござります。

しかしながら、このよろんな品目」とのいろいろな事項についてまで全部一々法律事項として国会議の審議の対象といたしますることとは、財政法第三条

条の本来の趣旨から見て厳格に拘束し過ぎるものではないかと考えられ、製造たばこの定価の決定

の手続におきまして、もう少し屈伸性を持つことは決してこの条文の本旨をそこなうものではない。

と判断いたしてゐる次第でございます。

つきまして銘柄の多様化または改良改善を要望する声が高まり、公社といたしましても、このよ

な国民の各階層の需要を適切かつ迅速にその製品に反映させ、その事業の円滑な運営をはかる必要

を痛切に感じており、また、政府といたしましても、公社の自主性、企業性を尊重し、情況の推移に応じて適切な政策を講ぜる二つのべきである。

は庇しまして通常が加算を講ずることのできる強力性を与えることが、公社制度本来の趣旨に適合するものと考える次第でござります。

そこで、このような事態に即しまして、財政生第三条の規定の趣旨を尊重しながら製造たばこの

定価の決定に関する手続を簡素化することを内容とする法律案の準備を進め、ここに御審議をお願いする所存である。

いいたゞは運に至つた次第でござります。この法律案の内容といたしましては、第一に、公社の製造する製造たゞこの種類を、紙巻きたゞ

に区分し、これらの種類ごとにその使用する主原

料としての葉たばこの品質、副原料としての葉たばこの選別の度合い及びこれらのものの配分の占

法等をおもな基準といたまじで、一級品から
級品までの等級区分を設け、その種類ごとの等級
別に、現地販売されておりまする製品はこの品

目ごとの小売り定価を勘案いたしまして、これに即するようそれぞれ最高価格を定めることとしておるのでございります。

一

案によりまして等級別になるといたしましても、製造たばこの品目ごとの定価はそれぞれ最高価格の範囲内で適正なものであることが期せられるものと信じておる次第でございます。

最後に、このように現行の法律と異なりまして、製造たばこの種類、等級、規格等につきまして、品目ごとに法律上は規定しないことといたしましたることから、これらの事項を消費者に明示する必要がございます。そこで、たばこ専売法第三十四条第一項の規定によりまして、公社が大蔵大臣の認可を受けまして小売り定価を公告する際に、あわせてその種類、等級、規格等を公告することといたしております。それとともに、現在販売しております製造たばこにつきまして、大臣の認可を受けまして小売り定価を公告する際に、あわせてその種類、等級、規格等を公告することといたしております。それとともに、現在定められている小売り定価のままであらためて公告いたすことにしておるのでござります。

と正確な数字は申し上げかねるのでござりますが、私の記憶では、昭和二十三年、四年に取引高を実施しておりましたが、あの形でやつたらどうなるかということをかつて昔の税制調査会でやつたことがございます。それは昭和三十二年ごろでございます。それで推算をいたしましたとき、私の記憶では、たしか当時で二千億程度の収入でございましたから、その当時から比べると、いまの国民所得なり国民総生産の伸びを考えますと、相當な額にのぼることは間違いないと思います。

○田畠金光君 先ほどの売り上げ税その他の問題だけははつきりしましたですね。何か、政務次官、

ありますか。

○政府委員(鍋島直紹君) ただいまの問題、根拠があるとかないとかいうことなどで、先進国については、大蔵大臣にこれはまたいざれ直間税の関係についてお尋ねすることとして、大蔵大臣はあまり根拠のある話じやなかつたということだけ

あります。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま仰せになります

した資料は、実は三十六年当時、税制調査会でいろいろ検討したときの資料だと思いますが、当時

家計調査等から家計における支出金額を調べまして、その中で課税されている購入物品があるかどうか、それを一々拾いまして所得階層別に負担の推計をしたことがございます。これは非常な推計でございまして、ことに物品税などになりますと

課税最低限というのがござりますので、同じだとえば茶わんを買いましても、茶道具になるものは課税になつております。普通の茶わんは課税になつてないといふよくなことで、なかなかむずかしいのでございますが、大体大きづばなどころを見た結果から申し上げますと、いま仰せられたよう

な、低所得者層が相当な程度の間接税の負担をしているということです。

ただ問題は、物品税等はいま申し上げたような

ことで、課税最低限、それから品質の悪いもの等を非課税物品にいたしております関係で、階層別に見ますとそろ逆進ではないといふ形で、むしろ

ほぼ比例税率的な負担になつております。酒とかたばこといったものは、何と申しましても、これ

は低所得者、高所得者、そろそろ吸うあるいは飲む量が違いませんので、所得に対する比率か

れど、非納税世帯の間接税の負担が五〇%近くといわれているわけですね。しかもこういふ層の人方にしわ寄せが来ておるといふようにはつきりと数字は出ているわけです。だから、その後いろいろ

る国民の所得の水準も変わつたし、また国民経済

も伸びてきておるわけだし、所得の階層にもいろいろな変化があつたわけですが、しかし、間接税の負担といふのは三者的な観点から見ると、いま

言つたように、どちらかといふと低所得者層に大きなしわ寄せが来るんじやないかと、こう判断するわけですが、こういう点についてはどうでしょ

うか。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま仰せになります

ことは、税の体系から申してもある程度は推定できることころだと思います。

○田畠金光君 最近において、特に私が質問したような趣旨に基づく調査だの、家計に占める間接

税の負担の推移だの、こういふものをですよ、税制調査会等がそれに長い間にわたっていろいろ調査審議を進めておりますが、そういう中等で

は検討されたことはないですか。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま申し上げまし

た調査は、実は昭和三十二年の税制調査会以来特

別の小委員会を設けまして、計量的な検討をすつと統けてきた結果の数字でございます。これらの

検討が実りましてと申しますが、その結果といたしまして、御承知の昭和三十七年に從来にない間

接税の大幅な軽減をしたわけでございます。

そのときの考え方は、この長期答申にも書いてござりますように、酒たばこというような

つき申し上げた特殊な物品を除きまして、一般的に見ますとそろ逆進ではないといふ形で、むしろ

ほぼ比例税率的な負担になつております。酒とかたばこといったものは、何と申しましても、これ

は低所得者、高所得者、そろそろ吸うあるいは飲む量が違いませんので、所得に対する比率か

れど、非納税世帯の間接税の負担が五〇%近くといわれているわけですね。しかもこういふ層の人方にしわ寄せが来ておるといふようにはつきりと數字は出ているわけです。だから、その後いろいろ

る国民の所得の水準も変わつたし、また国民経済

もいわゆる自動車を運転して、けがをする、そういった意味から、酒たばこは特別なものでござりますが、そうしてまたこれには重い税をかけるのが普通でございます。その結果として、現在日本の間接税の中で一番ウエートが高いのは酒税でございます。そんなことから、下級所得者に間接

税の負担がかなり寄つてゐるんじやないかといふことは、税の体系から申してもある程度は推定できます。

○田畠金光君 いまのあなたの話の中にあります

した間接税の負担の度合いと申しますか、これに

ついては、昭和三十七年の税制改正のとき一応洗つてあるので、現在の段階では適正であろうといふ

ようなお話をですが、しかし、またこの長期答申の中でも間接税の問題に触れて、「今後においても

生活水準の向上等に応じ、たとえば生活必需的なものについて負担の軽減合理化を図ること等によ

り、間接税の負担を常に適正なものとするよう努

力する必要があると考える。なお、間接税の減税のあり方としては、たびたび薄く減税して効果は少ないので、できるだけ数年間に一回程度の割合でまとめて減税を行なうよう「云々とありますね。まあ昭和三十七年ですから、数年といえばまだ数年でないかもしませんがね。これも四十年の予算、来年は四十一年、こうなりますが、当然この答申の趣旨に基づいても間接税の個々の内容等についてはこの精神に基づいて再検討する、この

検討も必要じゃないか、こう思うのですがね。そういうことも私は必要じゃないか。ことに来年度

の税制のあり方等を検討されるについては、間接税の問題についても、先ほどの大蔵大臣のお話も

あります。がいま私が言つたような角度からの再

検討も必要じゃないか、こう思うのですがね。そういう準備などは、あるいは用意などはあるのか

ないのか、ひとつ承つておきたいのです。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま仰せられたとおり、確かに間接税自体は消費の進歩、水準の向

上によりまして、従来課税物品としてかなり高級なものであつたものが日用品化していく過程がござります。そういう意味で、答申もその点をおろそかにしないようにといふことを言っておるわけで

ござります。この、数年まとめてということは、まあいかに消費水準が変わると申しましても、そ

う急速に変わるものでもない。同時に、間接税をちびちび下げますと、下げる幅が低い場合にはそのまま下げる率だけ価格が下がらないという問題があるわけでございます。下げるようと思えば、やはり大幅にやらないといけない。それで、ある程度取りまとめて数年に一ぺんくらいやつたらよいという趣旨も含めていけるわけでございます。

まあ私ども、三十七年にずいぶん思い切って軽減もいたしましたし、当時は各業界に通産等を通じて行政指導をいたしまして、当時は物品税の引き下げと同じくらい、場合によってはそれ以上に価格を引き下げた物品が相当にござります。そういう効果をあげるために、やはり相当大幅なもとのをやらなくてはいかぬと思ひますが、そのためには相当な財源も必要でございます。それだけに、今後の直接税の減税等を考え合わしてまいりますと、やはり数年くらいを考えないと、にわかには間接税に手をつけにくいという感じもいたします。

○田畠金光君 当面はまあそろ考えて

いたいたいがいいかと思います。

○田畠金光君 いま御答弁の中にもありましたよ

うに、結局物品税といふのは消費者に負担され

る、消費者がそれを負担増といふことでしわ寄せ

を受ける、こういうことになってくるわけですが、今回の小型自動車その他等について、この

税負担といふが、物品税といふのは結局消費者の

負担、消費者に肩がわりされる、こういうことにならぬのか。まあこれはそうなるざるを得ぬと思うのですが、そういうことについて当局としてはどう

乗用車につきましても、またその他の物品につきましても、軽減税率を特に採用いたしました

のは、早く買った人よりもあとで普及してから買った人のほうがはるかに、税率は高いけれども、購入価格は少なくて済む、こういう経験がかつてあるわけでございます。

○田畠金光君 今度の改正の趣旨を読みますと、

三十七年以後の生産の推移、コストの軽減、技術水準の向上等、個々にその動きをとらえて経過措

置をとられたのかどうかですね。というのは、この資料を見ますと、四物品、それぞれ相当の違い

が、まあ四つの物品についてあるようですが品目についてですね。しかし、一律に軽減税率を画

一的にやつてゐるわけですね。この点はどうでしょか。もつときめこまかく見なくとも、もうこの程度でいいと判断されて、今度この措置をとられたのかどうかですね。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のとおり、この四物品につきましては、税制調査会の考え方で

はほぼ目的を達したので、一挙に原則税率に返れ

し、価格も八割七分程度に下がっております。今後もこのような普及状態が続きますと、かなりの価格低下が見込まれるのじゃないかとも思うのであります。

そこで、今度の場合、五分の軽減税率を一挙に上げるといったしますと、消費者に転嫁されることは可能でございますが、これを

徐々に一%、二%、三%というふうに毎年上げてい

るということも考えられるので、漸次これを吸収できると私どもは思つたわけでございますが、で

きる程度の引き上げをはかつていて、消費の順

おるのかですね。

○政府委員(吉國二郎君)

ちょっと角度が違うか

かもしれません

が、従来の経験を申し上げますと、

開発中の物品が開発され、生産高が急速に伸びてまいります場合には、当然価格の下落が起こるわけでございます。たとえば物品税におきましては、最初に黑白のテレビジョンを課税いたしまして、最初に黑白のテレビジョンの生産高といふものは非常に少なく、その当時たしか十四インチのテレビが一インチ一万円、十四万円くらいしていた時代でございます。したがいまして、そのまま二割の税率を課すべきものでございましたが、しかし、当時のテレビジョンの生産高といふものは非常に少なく、その当時たしか十四インチのテレビが一インチ一万円、十四万円くらいしていた時代でございます。したがいまして、そのまま二割の税率をかけますと、伸びるべき生産が伸びないということから、一割にいたしまして、数年の間に四段階で二〇%に戻ったことがございます。ちょうど四段階で戻ったところには生産高も四倍になってまいりまして、価格も七万円程度に下がった。約半額になつたわけでございます。したがいまして、そのときに二割になつた税率でも、実際の価格は、早く買った人よりもあとで普及してから買った人のほうがはるかに、税率は高いけれども、購入価格は少なくて済む、こういう経験がかつてあるわけでございます。

○田畠金光君 今まで申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

ます。今日この四物品について一挙に軽減税率を

引き上げなかつたという点と申しますのも、この意味ではこの軽減税率の漸的引き上げが必要であります。

もちろん、この場合、価格が下がるとは申します

が、実質的には消費者には、下がつたところで税

額が転嫁されるわけでございますけれども、結局、購入価格として見ればさほど引き上げが起らなければ、じやないかと期待しているわけでございます。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうというよう

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをしたほうが適当であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適当であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適当であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

点から申しますと、これ以上こまかい差異をつけ

るほどのこともない。むしろ、軽減税率を漸的的に引き上げるという点で、同一の取り扱いをした

ほうが適當であろうということで、同じような取扱いをしたというふうに御理解を願いたいと思

います。

○田畠金光君 確かにこの税調の答申は、この四

品目についてはまあこの辺でよがろうといふ

いるのではないかといふ問題もございます。しか

し、この十八倍と申しますのは、三十六年にカラーテレビはようやく生産が始まって、わずか三千台

といふ、年産としては一般的の黑白に比べればまだ

一、二%の生産でもございますし、まあそういう

<p

調な伸び、それによる価格の引き下げ、競争力の強化というものをはかることがいまの段階では適当ではないかということを考えた結果でございました。

○田畠金光君 いまいろいろ自動車の自由化の問題について、六月とかあるいは九月とか、いろいろな話が出ておりますが、あなたの方の立場から見まして、あるいはまあ自由化するか否かというような、通産大臣が主管かもしませんが、自動車の自由化の点から見た場合、むしろわれわれとしては税金を、消費税をかける、物品税をだんだん戻していく、上げていくこと等については、相当疑問のある立場なんですね。この点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

つきましては、先般補足説明でも申し上げましたとおり、現行の減債基金制度の繰り入れは剩余金の二分の一——予算の年度からいえば前々年度になるわけであります。昭和四十年度の予算を考えますと、三十八年度の決算の二分の一を、これを国債の償還のために使わなきゃいかぬ、こういう規定があるわけでござります。この規定につきましては、これは非常に歴史的な経過がいろいろあつたわけでございますが、現在の財政状況からいたしまして、剩余金の二分の一に当たる金額を国債の償還のみに固定をしてしまふということは必要が少ないのでないかというふうな判断をいたしております。そこで、剩余额の二分の一に当たる金額を予算の編成過程におきまして最も需要の高い部面に使用できるようにいたすということが効率化ということになるといふうに私ども表現をいたしております。

○田畠金光君 かりにこの剩余金の繰り越しを、まあ二分の一を從前どおりに国債整理基金会計にかりに入れておいたにしても、余裕金があればそれは当然資金運用部に預託されて、それがやはり財投の原資としてこれは使われておるわけじゃありませんか。

○政府委員(佐竹浩君) そのとおりでございます。

○田畠金光君 だから、從前どおり剩余金の二分の一を国債整理基金会計の中に入れていても、これは資金運用部の資金として、財投の原資としてそれは十分生かされていましたし、また財政投融資の原資として国の経済の発展だの、あるいはいろいろな国民生活につながる面に使われていたわけですね。そういう点から見た場合、決して今回二分の一以上を五分の一以上と、こうしたからといって、財政運営の効率化ということはどこに働いているのか。何にも働いていないのじゃないかと、こう思うのです。ただ、これは財政の効率化云々といっても、結局のところ四十年度の予算編成にあたって自然増が非常に例年に比べて少なかつた。また、いろいろな支出は、あとから

ちよつと質問いたしますが、財政の硬直化によつて、財政の硬直化でもう出さなければならぬ費用はちゃんときまつてゐる。そこに新たに何か政策的な支出財源を求めなくちゃならぬ。こういうようなことで、結局それが今回の二分の一の繰り入れが五分の一になつてしまつた。こういうわけで、財政運営の効率化ということはどこからも出てこないと、こう思うのですが、その点はどういうふうにお考えでしよう。

○政府委員(鳩山威一郎君) 財政運営の効率化ということばは、あるいはいろいろな意味に使われるわけで、私どもも非常に広い意味においては財政融資と、あるいは一般会計の歳出といふようなもの、これは非常に密接な関連のあることござります。一般会計からも相当な財源を、あるいは出資というような形、あるいは産投の繰り入れというような形でいろいろやつてゐるわけであります。そういうような意味で、一般会計、財政投融資、そういうものを通じまして、財政の効率化ということを当然考へておるわけであります。が、今般繰り入れ率を二分の一から五分の一に下げた場合にそういう表現を使いましたのは、それはまあこの場合の財政というの非常に一般会計の歳出ということを相当主要なものとして頭に描いて、そういう表現をいたしたのでございます。そういった意味で、予算編成も一般会計の歳出予算面を中心考へて、その面におきまして非常に歳出に対する需要が強うございます。他方におきまして、相当多額の財源を国債整理基金にまづござります。もちろん、そういった財政投融資を全般的に考えますれば、それは資金運用部の資金となりまして、これは広く運用されておるわけでして不効率であるというようなことを考へたのでありますから、そういった面で決してまだあるということを申しておくるといいますか、そういったことがたいへんまあ一般会計の歳出の面におきまして常に歳出に対する需要が強うございます。他方にあわせかしておくといいますか、そういったことなりますから、そこまで決してまだあるといつた歳出需要に対しまして広く対処できるという意味でそういう表現をいたしました。実体的

○田畠金光君 ですから、私は、財政の効率的運用などといつもつたいたぶつた説明でなくして、なるほどこの平準化資金というのも相当にあることでも、これは私、数字が示しているから認めますけれども、突き詰めていえば、要するに四十年度の予算を編成してみたが、一般会計の財源が足りなくなつたので、そこで繰り入れ率を減らして、これから百九十五億の剰余金を浮かして、これを一般会計に繰り入れて使いましたというだけで、結局これは一般会計の財源の不足をこういう形で埋めるのが主目的であつて、これは決して効率的な運用など、いうのじやなくて、そういう財政のしわ寄せがこの面にあらわれたのだと、率直にそのようないいを説明されれば、私はそれはそのとおりだと、こう認めるわけですが、この点はそうじやないですか。

も考え方をせまして、ただ必要があるのにかかるわらず、財源が足りないからそれを減らしまして一般財源に使つた、これだけのことではないといふこともわかつていただきたい、といふ意味で、まあ表現はあまり適切じゃないとおしかりを受ける面もありますが、そういう私どもの、ただ財源だけを捻出するためにやつたということではなくて、そういうふうにすることが合理的であるといふだけの検討をいたしまして実施いたしておるということも、御理解をいただきたいと思います。

○田畠金光君 あなたのお話を趣旨も一〇〇%否定するわけじゃないですが、しかし、こういう六条改正にならざるを得なかつた主なる理由は、一般会計の財源難からこんなところまで来たのだ、こういうこともひとつあなたのほうとしては認めさせていただいて、先ほどお話をその財政の効率的な運用などといふことはだけでこまかしてもらつては困りますと、こう私は申し上げておるわけで

それから、そういうわけで四十年度の予算編成の財源難のために相当無理がなされておる。今回の中止もその財源対策の一端であります。特に一般会計からの産投会計への繰り入れ、それも前年度に比べると四百四十七億減らされておるわけですね。そういう結果が今度は民間資金に対する圧力となつたり、また利子補給という安易な財政運営に肩がわりしてきておるわけですね。そこで、こういうような形でだんだん利子補給制度といふものを取り入れていくと、だんだんこれは大きくなってきて、國の財政運営に非常に今後問題を残すのじやなかろうか。ことにまた財政需要は多々ますます弁ずるというようなことになつてしまして、一方においては財源難、こういうことですね。

私がお尋ねしたいことは、今回のこの六条の改正も、いま言った産投会計の繰り入れを減らしたこと、全部同じ財政の確立化からこういうようなことが生まれてきてるんだと、こう見たわけ

○政府委員(佐竹浩君) 先ほどから拝聴いたしておきたいと、こう思うのです。
おりまして、田畠先生のお話、一々ごもつともな
点が多いと存するわけでございますが、ただ、こ
ういう実は考え方をいたしております。この産投
会計出資が財政投融資計画の中のかなりの部分
を、財源を占めておることは御承知のとおりなん
でござりますが、この産投会計出資が、御指摘の
ように、四十年度におきましては三十九年度に比
べて二百五十億円ばかり実は減額になるわけでござ
ります。すなわち、来年度は、八百十二億円の
出資を産投会計から各機関にやつております
が、これが五百五十七億になりました。で、その
結果、住宅金融公庫でございますとか、あるいは
住宅公団、あるいは農林漁業金融公庫といつたよ
うなところで、従来出資をもつて資金コストを薄
めておりましたものにつき、利子補給の制度を新
たに取り入れた、これはもう全く先生の御指摘の
とおりでございます。
で、利子補給制度というものは長短いろいろござ
ります。しかしながら、この一時の利点といふ
ものがある半面、長期的に見ると、おっしゃるよ
うに一たび運営を誤りますと雪だるま式に非常に
拡大していくおそれのあるものでございます。し
たがって、財政当局としては、従来極力利子補給
制度というものの採用につき非常に消極的態度を
とつてまいつたのであります。
で、それならばなぜ来年度そういうものを考え
たのかということをございますが、この点が、実
は受け入れ機関側の事情も見ていただきますと御
了解いただけるかと思いますが、たとえば住宅公
團にしましても公庫にしましても、あるいは農林
公庫にいたしましても、過去何年間かの間に年々
出資を入れてまいりまして、出資の残高としまし
てはかなりの巨額なものに達しております。した
がいまして、そのそれぞれの機関における経理内
容と申しますか、経営の基礎と申しますか、そ
ういものは相当多額の出資を累積することによつ

てかなり健全化して、その経営の基礎が非常に固まつてきておるということもひとつ言えようかと思います。で、従来はこの出資の役割りといふのは、もちろん資金コストを薄めるというものはございましたけれども、かたがたやはり各機関の経営の基礎を固めるというねらいも同時にあつたわけでございまして、その点におきましては、経営の基礎といふものはかなり固まつてきた。してみれば、今後はこの出資を従来どおり入れていくことは、決して悪くないが、その点は健全な経営を維持し得るのじやないか、こういうひとつ見通しを持ち得たわけでございます。

しかし、利子補給も亂に流れるということではいけません。そこで、同じ補給をいたしますにしても、十分にしばらくにしほつた実はやり方をいたしております。今後ともこの利子補給の対象等々が広がつていかないうように、つまり先生の御指摘のように安易に広がるということがあつては絶対にいかぬわけでございますから、その点については非常に実は私ども戒心をいたしております。十分そこは厳重な客観的基準を設けまして、その基準に入った範囲内においてのみ適用していくと、いうことで、極力利子補給の額といふものを押えてまいりたい実は考え方でおるわけでございます。

他面、先生の御指摘のように、産投会計出資が減額になつたことによつて、結局それが押せ押せになつて民間金融を圧迫しているのではないのか、こういう御指摘でございますが、その点につきましては、私ども実はかねがね財政投融资計画の資金調達の結果民間金融を圧迫するということであつてはならないということを第一義的に考えておりまして、今回も御指摘の分は、公募債、借り入れ金等の部分がつまり民間の資金の調達になるわけでございますが、この分につきましては、金融情勢の動向等々を勘案いたしまして、この程度であれば無理なく調達できる、つまり民間金融を不當に圧迫するおそれのないものであるという範囲にとどめるべく努力いたしまして、その点は先般開かれました金融機関資金審議会におきまし

ても御了承をいただいておる次第でござりますの
で、四十年度予算に關します限り、民間金融を圧
迫するというおそれはないものと、かように実は
考えておる次第でござります。

○田畠金光君　たいへん心配のないような御説明
で、あなたの御答弁を聞いてみると、これは何も
質問しなくともいい、こういう気持ちになるわけ
ですがね。ところが、たとえときょうの日本經濟
新聞を見ますと、四十年度の公社債の起債額が前
年度より三五%増しの五千五十四億となつてい
る。これを公社債の受託銀行筋は近く大蔵省、日
銀と調整の上この程度をきめると、こうしたこと
を報じておりますね。そうしますと、大体最近の
傾向としては、政府保証債、地方債といふものが
だんだんふえてきて、時に民間の資金を圧迫して
きた。また、民間では、御承知のように増資が押
えられておる。一方、市中銀行は公定歩合の引き
下げと関連しながら、選別融資などということを
強めてきているわけですね。それから、金利の自
由化などといふことも言つておるわけです。こう
いうふうにして、増資は抑えられている、銀行
は選別融資で強く出てくる、金利の自由化だ、こ
うなつてきますと、特に中小企業などの金融措置
というものが非常に圧力を必然的に受けてくる、
こう見るわけですね。そういうときに、この五千
億の公社債の中でもその大半が政府保証債だ、地方
債だということになつてくれば、これはあなた、
だいじょうぶとお話しになつたけれども、当然に
民間の資金といふものにこれは圧力を加えてくる
ことになるのはございませんか。

○政府委員(佐竹浩君)　田畠先生の御懸念まことに
ござつともと思うのでございますが、本年度の
実績についてまず申し上げますと、起債市場にお
けるつまり政府保証債をはじめとして地方債、そ
れから電力債等々の民間事業債全部含めまして、
ようやく発行実績が固まりましたが、発行ベース
におきまして約四千七百六十億という起債をいた
したわけでございます。そこで問題は、その起債
の中で、つまり政府關係のもの、すなわち政府保

証債と地方債を加えました分、これに対していわゆる民間債でございますね、電力債以下の民間事債というものがどういうシエアになつてゐるかというところが一番問題だと思うのでござります。これは三十九年度の実績で申しますと、民間債のほうはやや過半数でございます。過半数と申しましても、五〇%をちょっとこえたと。そこで、政府関係債は四十何%、すなわち五〇をちょっと割り込んだ姿でございます。これは現在起債調整ということとが行なわれております。過半数と申しへが幹事役になつていろいろ調整をいたしておりますが、その専門家の意見を聞きますと、やはり官民と申しますか——官民というのはことばが悪いかと思いますが、そういう政府関係のものと民間関係のもの、その割合といふものは、つまりぎりぎりのところはファイフティー・ファイフティーが限度だ。つまりファイフティー・ファイフティーの線を越えて政府関係債が割り込んでくるということは絶対に避けなければならない。まあしかし半々という線で維持されておる限りにおいては、これは民間金融を圧迫するということには大体ならないといふ実は考え方を前から持つておるわけでございます。

中でいわゆる政府保証債といわれております。それとは二千二百七十億円を見込んでおります。それと公募地方債が四百六十億円、これを合わせますと二千七百三十億円ということになるわけですがあります。これは発行ベースでござりますが……。

そこで外債と申しておりましたので、斐
斐・斐・斐・斐・斐の計算をするかと申
しますと、これは発行ベースではございませんで、
つまり発行と同時に年度内に償還のあるものがござ
ります。発行、償還を差し引きいたしまして、
つまり純増として出てくるもの。大体償還と申
しましてもなかなかいま満期償還ができません。
ほとんど借りかえになります。借りかえになる分
は、つまり從来貸しておったものが返つてこない
ということはございますが、新たにそこに金をつ
ぎ込む必要はないわけですから、そのところを
はずしてみまして、実際に持ち出すお金というと
ころで見ますと、いわゆる満期をはずした純増部
分、その純増ペースで斐斐・斐・斐の
ということを申しておるわけでござります。

そこで、いまの来年度の財政関係の優先をますます基礎にいたしまして、それと、ファーフティー・ファーフティーになるような形を考えますと、全体としての、民間債も何も全部含めた起債の発行規模といふものは、先ほど御指摘のように、純増でいま先生のおっしゃった大体数字でござります。そこで、発行額でまいりますと、かれこれ六千三百億円くらいにならうかと思ひますが、その点については、実は先般衆各方面といいろいろ話をいたしてまいりました。そうしましたところが、証券業界、金融界、それから日本銀行、興業銀行というわけでございますが、各方面とも大体この程度のところはいけるだろ。ということは、つまり金融情勢が三十九年度と比べましてかなり様子が変わつてまいております。三十九年度は、御承知のように引き締めということでございましたのですから、起債面についても日本銀行も極力抑制してくれという趣旨で、押さえに押えて四千七百六十億円

というところにおさまったわけでござりますが、今度は御承知のように金融が非常にゆるんでまいりまして、コールレートなども二銭一厘も近いといふような情勢でござりますし、企業の設備投資意欲といふものもかなり鎮静を見ておる。そういうものは昨年に比べるとかなり様子が違う、かなりゆとりのあるものであろうと、これは各方面ひとしくそういう判断を下しておるわけでござります。そういう客觀情勢から見まして、たとえば金融機関の預貯金というものがどのくらい伸びるであろうか、あるいは保険会社の積み立て金がどのくらい伸びるといったようないろいろな作業を専門家がいたしてみまして、その中で起債、つまりそういう社債類を保有する部分がどのくらいかということをすつと見てまいりますと、従来の実績の比率程度をもつていても、十二分に六千三百四十億円程度というものは優にこなせるであろうということで、ほぼ異論のないところになつてきております。

で、まあ近くこれはシンジケート団等との打ち合わせの結果、いざれ公社債引受協会等から最終的に公表されることになるらかと思ひますが、大体その辺のところで、つまりファイフティー・ファイftyーは確実に守り、なおさらには状況によつては民間債といふものはもう少し伸びるかもしねない。しかも、その内訳を見ますと、民間債系統の中で電力債といふものは、御承知のように、電力の設備投資といふもののピークはおととしくらいであります。以後だんだんと漸減傾向であります。その関係で電力の起債は来年はかなり減るものでござりますから、電力を除きましたいわゆる一般事業債でござりますね、こういふものについては、いま先生がお示しになった数字の中で見ましても、大体一般事業債は五割増しくらいに実はいるといつて見込みになつております。これは御指摘のように、増資もできないといふこともありますので、やはり社債でいいたいという希望もございまして、希望があると同時に、消化面において

も大体そのくらいはいけるんじゃないかという感じでありますと、やはり個々のうちに入ってしさいに分析いたしましても、民間金融を圧迫するどころではなく、逆に一般事業債系統ばかりよくなる、他面増資ができるないといふものとの相殺にならうかと思いますが、そういう形でいろいろとかとういうふうに実は見ておるわけでござります。
○田畠金光君（まあ御説明聞いてだいぶんわかつたような感じもしますけれども、いまあんたのお話の中にもあつたように、何年か前まではとにかく政府保証債などの比率というのは四十何%であった。だんだんこれがふえていくって、いまやファーフティー・ファーフティーになつたと、こういわれていますがね。特にまあことしなどはりっぱにファーティー・ファーフティーだと。これも端的には結局國の一般財政のしわ寄せが、私は公債、借入金等の面を通じ、民間の金融に大きなしわが寄つてきただ一つのあらわれだと、こう見ておるわけですよ。ことにお詫のようになるほど日銀の預金確実を引き下げるとか、あるは公債持合を一重

レートがずっと緩和してきた。下がってきた。これがけつこうです。ところが、相互銀行と
か信用金庫というものはコールレートに金を出し
て初めてこれは経営がゆとりができるんですね。
そのうえで、いろいろなところにまたいろいろ安い金利の七分程
の公社債の割り当てをするということになつて
ますと、そういう面から、今度また私は、こと
とこういう中小企業対象の銀行といらものが経営
の土台をゆぶられる、こういうよくなところも
測されるわけです。そくなつてきますと、また
一小企業といらものはこういう面からして一つの
レートを寄せさせてくる。こういふこと等が私は予
測されると、こう思うのですがね。
言わんとするところは、まあいわばだんだん安
定的な方向に向かつていて、自然増が減つて、
どうして財政が硬直化して、さてまた政策費はどう
なんふやさなければならぬ、こういうような矛
盾がいま言ったような面にも出てきておるのでは
ないか、こう私は判断しているわけですよ。この
点どうでしようか。

引き下げたとか、あるいはまた近く選挙が目の前に来たので、選挙前に空気を明るくしようということで、私はおそらく選挙の前に一厘引き下げるのではないかと、こう見ておりますがね。そういうようなことで、いわば金融緩和措置ということがとられて、いままでよりも金利はゆるんでくるから、そういう面で金の流れもありに樂になつてくるかもしだいものの、はたしてこの五千五十四億の起債の消化というものができるのかどうか、この問題ですね。

すでに受託銀行筋では政府に対し、公社債を相互銀行や信用金庫などに、君のほうでも積極的に買ってくれと、こううわけ割り当てを押しつける、こういう傾向が出てきようと思うんですね。

そこで、また一つ問題が起きてくるのは、先ほどあんたの御答弁の中にありましたように、コ一

として蓄積資金といふものが年々できるわけであります。ですが、その蓄積資金をいわゆるプライベート・セクターと申しますか民間部門と、それらのラバブリック・セクターといわれております。公部門といふものに振り分けていく。これはどうあります。ですから、その点は、私は今日の段階では少なくとも起債市場に関する限りはつまりあるか、なかなかむずかしい問題があるわけであります。そこで、その点は、私は今日の段階では少なくとも起債市場に関する限りはつまりイフティー・ファイフティーの原則といふのをつて、それを財政が乗り越えないようにもつてくべきであるということを実は申し上げておるだけであります。実際問題として、先ほど申しましたように、民間の事業起債がかなり今年に比べてふえ得る。というのは、なぜかと申しますと、実政府保証債が二千二百七十億と申しましたが、これは実は三十九年度の計画千八百十億円に対し

ければなりません。相互銀行等におきましては、この十年来非常に経営合理化の努力をいたしてまいりまして、年々歳々少しづつ資金コストを落としておることは先生御承知のとおりでございまして。そういう経営の努力といふものはやはりある年々下げてまいり、引き締めの年でさえ下げておりますが、同時に、その資産の健全な運用という、これまでの正常化でございますが、いわゆるコールでもってかせぎまくるというのは決して健全な經營でないことは先生十分御承知のとおりでございまして、そういう異常なものから離れて、だんだん銀行経営というものを正常化の方向へ向かっていく、そういう場合に、やはり一定の資産の中の一定の部分は確実な有価証券に運用していくというのは、これは当然の手法でございましょうから、だんだんだんだんだんそういうところへ相互銀行、信用金庫等々の中小機関といふものも正常化の方向へ進んでいく。もちろんそのため貸し出しあるわけでございましょうし、同時に、蓄積資金の獲得、預金の獲得という面で能率化、合理化をはかつて、さらにその原資を充実していくということが両々相ましまして、中小金融に対する十分の配慮が行なわれるようになるべきである。同時に、これに対しては、財政投融資計画の面からも、いわゆる政府三機関等の資力を充実いたしまして、そこへの足らざる部分を補つていくということを従来に引き続きやはりやつてまいる。かようにしてまいりますと、まあその過渡期におきましては、いろいろやはり御指摘のように、ことに合理化努力といふものはなかなか一朝一夕にいかないという面がございます。そこで、若干のなにはあるかと思いますが、やはりそこを乗り越えてまいりませんと、真にやはり日本経済の基

確は健全化されないと大きな問題があるからだと思います。

○田畠金光君 私の言いたかったのは、安定成長に伴つて一般会計の税の自然増といふものがだんだん鈍ってきた。一方予算は、財政は硬直化していると、こういうことで、結局そのしわが財投を行つた。財投のその原資の確保のために、いろいろまた公募債、借り入れ金への依存が必要になつてきた。こういうような傾向といふのは、それはあなたのお話のように、国民経済を全体としてながめた場合に、健全化の方向にあるかどうかといふことは、これはいろいろ評価もあると思うのですが、そういうような一連の国の財政の窮屈な面がいま本論であるこの財政法の第六条の改正という点に私はなつたと、こう言いたかったのです。そういうふうな前提に立つて次にお尋ねしたいのは、財政法六条は剰余金の使途制限、国債整理基準制度を規定したものであり、私は、財政法の第四条の公債発行及び借り入れ金の制限の規定、また第五条の日銀からの借り入れ金の制限規定、こういうようなものとこれとは一本で、一つをなして、財政運営の基本原則をこれは確立したものだと、こう思うのです。したがつて、四条、五条、六条といふものは、これを一つの姿として、一体として財政運用の基本原則という立場でながめるべきだと、こう思うのです。そういう点から見た場合、この第六条だけを当面する財政上の都合によつてこれを改正するということは、どうも私はこの財政法のこのたてまえから見る場合、軽率過ぎるというか、慎重さを欠くといふか、そういう感じを私は強く感ずるわけですが、この点はどうでしょうか。

係で関係がござりますので、申し上げますが、私どもいたしましても、やはり長期にわたつての国債、つまり減債制度でござりますね、これは非常に合理的なものと確立しなければならないということを美はかねがね考えておるわけでござります。ただ、今日のところ与えられております制度は、いまの先生御指摘の財政法六条の剩余金の二分の一繰り入れ制度で、これがはたして一番完ぺきな、あるいは合理的な制度といえるのかどうかです。ということについて、やはりいろいろ考えてみますと、必ずしもそれがベストな方法であるとも言ひがたい。むろん非常に利点はございますけれども、現実に先生御指摘のように自然増収がほとんどない、あるいは前年度剩余金といふものはほとんど発生しないような経済を考えますと、あまり意味がないわけでござりますね。そこで、こういふものでは、私ども国債を預かっているものとしては実は非常に不安なわけです。何としても確実に減債基金を積んで、シンキング・ファンドといふものを確保してまいりたいという気持ちを持つているわけです。

出ますのが、大体一两年先ということになりますと、その間の過渡的な方法として、今回こういうような財政法六条改正というものが行なわれたというふうに私は理解をいたしておりまして、決してこういう制度がこのまま恒久的制度としていいなんていふことはだれも考えていないと思うのです。だれも考えておりませんが、この二ヵ年を限つて考えてみます場合に、まあまあ私ども国債整理基金特別会計の面から見ましても、一応四十一年度までのところは、これを五分一の落としまして國債の償還は支障はないといふ判断をいたしましたのですから、これは、それじゃその二年間に基本的な減債制度といふものを御研究いただいて、その後においてひとつ確立していただく、それまでのいわば過渡的措置と、かように実は考へておる次第でございます。

○田畠金光君 いま局長のお話ありました、二

年という期限を切つておりますね。これ暫定措

置、二年間の暫定措置だということですが、なぜ

これ二年といふ暫定期間を設けたのか。それはい

まお話した財政制度審議会で根本的に検討するの

に二年間かかるから、二年と、こうしたのか。こ

の点はどうなつか。

それからまた、いま局長の御答弁の中にあります

たようすに、三十八年はとにかく剩餘金がある。

三十九年は一体剩餘金があるのかないのか。四十

年にかかりますね。この間の大蔵大臣の答弁を

見込み違いといふよりも歳入赤字だらうと、こう

いふことを言つておりますね。三十九年度が一

体、この收支の関係で歳入歳出赤字になつた場合

は、結局二分の一も五分の一もゼロですね。これ

はあるほど今までの積み立て金があるからい

ふなものの、私の言いたいことは、第六条のた

てまあいくなら、現行法の第六条でいくなら、これ

は心配ないでしようそんな場合でも。まあ

第六条の二分の一を繰り入れるということになります

ですね。現行でいくならば、積み立て金とい

うのが相当あるわけだから、これを五分の一に減

らした三十九年度の場合は歳入歳出、剩餘金はな

かつた、四十一年度は一体どうするのか、こうい

う問題とも、これは想像すれば、仮定といふこと

で議論すれば出てきようと思うんです。この点に

ついて一體どのように考へておられるのか。特に

二年間といふことをきめられたのは、この間に財

政制度審議会で恒久的な検討をして結論を得るか

ら、それとの見合いで二年といふことを区切つた

のかどうか、この辺どうですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) 今回の特例を二年間

に区切りました点につきましては、これはただい

ま田畠委員おっしゃいましたとおり、この第六条

の規定といふものは現在の財政法の非常に根本的

な規定と私ども考へております。そういう意味で

は、四条、五条、その辺の規定とともに相当重要

なる財政運営の根本的な規定といふ意味で限られ

ております。そのように、その根本的な現行法の規

定でござりますので、これを本則を軽々に変える

とも、私どもまさしくそのように考へております。

それでござりますので、私どもは現状において

この財政法六条の規定といふものは歴史的な使命

を果たして十分にその効果を發揮したといふふう

に考へております。また、現在ではそれが一つの

転機になつて、このまま将来ともこの六条の規定

を置いておくべきかどうかといふことも、これを

検討すべき時期に来ていると思つております。で

ござりますので、今回の改正規定は、これは暫定

的な措置といたしまして附則に改正規定を入れて

あるわけでござります。むろ二年間のおひまを

いただきまして、その間に学識経験者も加えまし

て根本的な検討をする、そういう意味で二年のお

ひまをいただきたいといふ意味で二年間の暫定と

いたしております。

三十九年度の決算見込みにつきましては、ただ

いまのところはまだ確定することを申し上げられま

せんが、税収の見込み等におきましては、当初見

込みましたよりも若干の減収が生じるというよう

な見込みが出ておりますので、三十九年度の

決算の剩餘金は多額には見込めない、まあ三十八

年度に比べますれば、相当減少した金額になると

いふように私どもは想定をいたしております。そ

れでござりますので、まあかりに剩餘金がゼロで

あれば、これをゼロの五分の一にしようが二分の

一にしようが、これはゼロに幾ら掛けてもゼロで

ござりますから、おっしゃいますようにそれは意味

がないわけでござります。私どもはそりいだ意味

で財政法上の根本的な規定の検討にはやはり

相当慎重にしなきやならぬという意味で二年間の

おひまをいただきたいという意味と、その間この

二年間のそれでは国債整理基金のほうはどうだ

と、こういう点でございますが、二年間はかりに

繰り入れをしなくても償還には事欠かないというこ

とで、そちらのほうの心配もないという意味

で、二年間の暫定的な措置として五分の一にして

いたがく、こういふように考へております。

○田畠金光君 まあ大体あなたの方のねらいはわか

りましたが、結局二年のうちには第六条を根本的

に検討して実情に即したものに改めていこう、こ

ういうことだと考へています。

皆さんとしては、何かこういふ方向でいくべきだといふ考へ方があ

るのか、それとも万事財政制度審議会に、学識経

験者を中心とするその審議会に意見を求めるよ

うのか。あなたの方実地として何か原案でもお持

つたのか、それとも方実地として何か原案でもお持

つたのかどうか。この第六条の合理的な制度

改革について、あなた自身として案をお持ちな

のかどうか。万事この審議会に一任するのかどう

か。そのことと、さらにこの財政制度審議会とい

うのは二十五名くらいで発足すると、こういふこ

とのようなですが、これはどういう人方をお考へな

さつておるのか。いつごろから発足するのか。そ

ういうようなこと等を最後にひとつ御説明願いた

いと思うんです。

○政府委員(鳩山威一郎君) ただいまお尋ねでござ

りますが、私どもどういったことを考へておる

かといふ点でございますが、率直に申し上げまし

て、私ども現行の繰り入れ率といふものは、こ

れは何らか直すべき時期に来ておるといふことを

感じておる次第でござりますが、しかばこれを

どういうふうに直したらしいのかといふことにな

りますと、これはいろいろ、はなはだむずかしい

問題でございまして、と申しますのは、決算上の

剩餘金といふものをもとにして減債基金を考える

という考え方につきまして、将来剩餘金がどうい

うふうになるかということにつきまして、これは

全く想定も何もできないでござります。従来、

終戦後の各年はそれの相当の多額の剩餘金が

安定成長期に入った場合にはどうなるかといふこと

が非常に問題になるわけでありまして、この点に

つきまして相当まあいろいろ見方が可能になつてまいります。そういった意味で、これを何

らか安定的な減債基金の財源を得る方向に直すべ

きではないかといふことも一つの必要性が出てま

ります。そういう点で、剩餘金処理と

いう問題よりも、何らか定額あるいは定率的な

国債現在高に対する定率的な繰り入れといふもの

をやるべきだ、こういった点についての判断でござ

りますが、私ども現在のところ問題としての意

識は持つておりますが、確定的な、こういったこ

とでやるべきだといふ点まで自信のある案は出て

いないでござります。

■それから、審議会の構成でございますが、これ

はただいまは大蔵大臣がこの会長になつておるの

でありますと、これはほかの委員と同じように委

員の互選によりまして委員会を構成する方式に

持つてまいりたいといふことを、これは原案に纏

り込んであるわけでありますと、そのほかまあ委

員をどういった方にお願ひするかといふことにつ

きましては、これもまあ今後なるべく権威のある

委員会にいたしたいと思って、今後努力をいたし

たいと思っておりますが、かりに二十五人の委員

はどういうことを考へておるのかといふことを申

し上げますと、財政関係の学識経験者——学者の

方などざいます、また経験者、これを含めまし

て、現在は四人でございますが、これを七人程度にふやしたい。それから、会計関係の学者及び経験者、これは現在三人になっております。それから、経済及び金融関係の方として、これは一人たゞいま委員をおられるわけであります。それから、公法関係の学者といたしまして、現在学識経験者といたしまして三人でございますが、これらは現在一人だけおられるわけであります。これらの言論関係から四人程度の委員をお願いしたいと現在合わせて七名程度のところを十四人程度にいたしたいと思つております。それから、言論関係では現在一人だけおられるわけでありますが、これは現在一人だけおられるわけであります。それから、言論関係から四人程度の委員をお願いしたいといたしたいと思つております。それから、言論関係では現在一人だけおられるわけであります。それから、言論関係から四人程度の委員をお願いしたいといふことを考えておる次第でござります。

○大竹平八郎君　国際開発銀行の外資問題に直接関係はないのですけれども、ひとつお尋ねいたしたいのですが、これは逆に日本から東南アジアその他開発国に貸す場合、いま問題になつてているのは、中華民国との間に一億五千万ドルの借款の交渉がいま行なわれておると思うんです。これはまあ私がかつて三十七年の四月ですか、時の池田総理に予算委員会でお尋ねをいたしたときにおそらく端を発していると思うのであります。まあ中華民国からは御承知のとおり終戦と同時に二百七十万人のわれわれ邦人を歸してもらい、それから同時に二十七年のいわゆる日華条約、これは私も参加したわけであります、このときにも結果において一錢の賠償も取つていらないという立場にあるにもかかわらず、東南アジア各国には盛んに賠償の形で、あるいは經濟援助の形で、多額の費用が使われていても、中華民国自体には一錢のあれもなかつたということについて、私は質問をいたしたことがあるんですが、たしか三十六年ですか、時の向こうの外資委員会の主任の尹仲容という人が日本に来て、具体的にこの話を進めてしまふ何年かたつてようやく二月に両国のこの問題についての事務的抗衝が行なわれて、聞くところによると、大体四月に調印の運びになるということを聞いておるんですが、この一億五千万ドルの借款というものは、むろんプロジェクトを中

心にして、たとえば電力関係のものは長期とか、あるいは砂糖とか機械工業については短期とか、あるいはそれによっておののおのの利息等も違うと思ふんですが、そういう点でおそらく外務、大蔵、通産、三省の意見というものが一致したところにも聞いておるんですが、この際差しつかえなかつたらば、その一億五千万ドルの借款の全貌を明らかにしてもらいたいと思うんですが、いかがでござりますか。

○政府委員(渡邊誠君)　ただいま御質問のありました問題の経緯は、先生のおっしゃるとおりでございます。この問題は昨年の暮れから具体化に向かいまして、外務、通産、大蔵、三省閣ほとんど見解が一致いたしまして、過般中華民国側に対しまして、日本側の具体案というものを提示いたしました。ただし、まだ交渉の段階でございますので、具体的に当方の提案内容というものを明らかにすることができる段階にはないというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、過去に中華民国に対する經濟援助というものは、一部の延べ払い輸出を除きましてはほとんどないという実情でございましたので、この際には、今度の交渉におきましては、なるべく中華民国にとりまして有利であり、かつほかの国とのつり合いのとれた条件で、借款の話を取りまとめたいというよう考へております。

○大竹平八郎君 私はほとんどまとまつたように聞いているのですが、いまのお話によりますと、また、何ですか、日本側の提案とをいうものを中華民国が一応本国に携えて行って検討して、さらにまた会議を再開をするということになるのですか、それとも、あるいはこれは外交上の問題にもなることがあるので、ある程度はもうすでにまとまっている。しかしここでこのことを発言すると、いうことは、いろいろな意味において差しさわりがあるからできないと、こういふのか、全く何かまだ障害があるのか、そういう点をひとつはつきりしてください。

○大竹平八郎君 局長もその会議でおそらく雑談見の一一致は見てるというふうに私どもは考えて居るわけございますが、最終的にはまだ決定的な段階に至っておらないわけあります。

○大竹平八郎君 それじゃ具体的にお尋ねいたしまして、一億五千万ドルの輸ワクに対し、プロジェクトの件数といふものは大体どのくらいになつておられるのですか。あるいはそれもまだ決定的な段階にないけれども、向こうで提案されたものほどのくらいになつておられるか、それでもけつこうです。

○政府委員(渡邊誠君) プロジェクトにつきましては、非常に大きなものが一件ござります。それから、その他各種の案件がござります。ただ、このプロジェクトは、中華民国側が一応希望するということを明確にしてくださつたものでございまして、プロジェクト自身は、おそらくは、もし借款のお話がまとまれば、具体的なプロジェクトはそこで協議して取り上げていくという手続になるかと思っております。

○大竹平八郎君 最初私が申し上げました、プロジェクトにつきまして長期のもの、あるいは短期のもの、それから利息が違うというようなことは、その会議の中で日本側としてはお示しになつたわけですか、また日本側としてはそれは主張されたのですか。

○政府委員(渡邊誠君) まあ先方の希望では、各種の条件のものがござりますから、それに対しましては、わが国としてできるだけの御便宜を供与したいということになつております。

○大竹平八郎君 特にこの長期的なものは何ですか。水力電気とか、あるいは造船計画とか、そういうものに長期的なものは当たるんですか。

○政府委員(渡邊誠君) 具体的なプロジェクトにつきましては、どれに該当するかということは、はつきり両方で合意に達しておるというものはございません。

的にも出たと思うんですが、水力とか、あるいは大きな問題としてはあすこの鉄鋼計画なんかはあるんですね。ところが、その鉄鋼計画の青写真などは、まあ私もの間の間たまたまほかの用事で行つて、向こうの経済部長とも会つて、いろいろ話をしたんですが、大体あれはドイツかなんかの青写真真を持ってきておるんですね。そういう点で、向こうとしてもそういう見通しが具体的につかない。これはおそらく、この鉄鋼関係のものは、もしこれが成立をすれば、非常に大きな私は要素をなすものだと思うのですが、そういう点でいろいろ向こうとしても議論があると思うのですが、できるだけ早い機会におやりになるほうが私はいいのじゃないか、こう考へているのですが、これは事務的段階は一応済んだといたしまして、見通しといたしてはどうなんですか。来月くらいにはじょろんにいけば調印の運びになるのですか。
○政府委員(渡邊誠君) 私どもといたしましても、そういうふうにいくことを希望しております。
○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようでありますので、これらの法案につきましては、本日はこの程度にいたします。
次回は明二十五日午前十時の予定でござります。
本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時五十二分散会

↓

製造たばこ定価案

製造たばこの種類及び最高価格

第一条 日本専売公社（以下「公社」という。）の製造する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）の種類は、紙巻たばこ、刻みたばこ、パイプたばこ及び葉巻たばことし、その種類ごとに、等級別の最高価格を次のように定める。

種類	等級	品	質	単位	価格
紙巻たばこ	一級品	上質及び中質の葉巻たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこと配合し、上級銘柄としての特色及び品位を保つよう調製したもの	上質の葉たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこと配合し、上級銘柄としての特色及び品位を保つよう調製したもの	一〇本	五〇円
紙巻たばこ	二級品	中質及び不質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	中質及び不質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇本	三五円
紙巻たばこ	三級品	中質及び中質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	中質及び中質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇本	二五円
刻みたばこ	一級品	精選し、特殊加工した上質の葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つよう調製したもの	精選し、特殊加工した上質の葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つよう調製したもの	一〇グラム	二〇円
刻みたばこ	二級品	葉たばこを主原料に用い、中級銘柄としての特色を保つよう調製したもの	葉たばこを主原料に用い、中級銘柄としての特色を保つよう調製したもの	一〇グラム	一八〇円
パイプたばこ	一級品	上質の葉たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	上質の葉たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一本	一八〇円
パイプたばこ	二級品	中質及び下質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	中質及び下質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一本	五〇円

公社が、特に上質の葉たばこを主原料に用いたり、精選した他の原料葉たばこと配合して調製した紙巻たばこで、高級銘柄としての特色及び品位を保つものを製造したときは、その最高価格は、前項の規定にかかわらず、十本当たり七十五円とする。

（製造たばこの品目」との定価の決定）

第二条 製造たばこの品目ごとの定価は、前条に定める製造たばこの最高価格の範囲内で、その

品質、規格及び消費の動向等を勘案して妥当なものであり、かつ、適正な専売収入をもたらすようなものでなければならない。

第二十八条 証券業者は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

（公告）

第三条 公社は、たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第三十四条第一項の規定により製造たばこの小売定価を定めて公告する場合は、当該製造たばこの種類、等級及び標準規格をあわせて公告するものとする。

第三条 公社は、この法律の施行前にたばこ専売法第三十四条第一項の規定により小売定価を定めて公告した製造たばこで、この法律の施行の際現に販売しているものの種類、等級及び標準規格をこの法律の施行後遅滞なく公告するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）は、廃止する。

3 公社は、この法律の施行前にたばこ専売法第三十四条第一項の規定により小売定価を定めて公告した製造たばこで、この法律の施行の際現に販売しているものの種類、等級及び標準規格をこの法律の施行後遅滞なく公告するものとする。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案を付託された。

一、証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

部を次のように改正する。

第二条第九項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

「この法律により証券業を営むことができる」となつたを「第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「証券業者」を「証

券会社」に改める。

「第三章 証券業者」を「第三章 証券会社」に改める。

第二十八条から第四十条までを次のように改め

る。

第二十八条 証券業者は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一 有価証券の売買を行なう業務の免許

二 有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許

三 有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許

四 有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許

前項の条件は、公益又は投資者保護のため条件を附することができる。

第三十条 第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 受けようとする免許の種類

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類、その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

第三十一条 大蔵大臣は、証券業の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 免許申請者が、その人的構成に照らして、
その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行
することができる知識及び経験を有し、か
つ、十分な社会的信用を有するものであるこ
と。

三 免許申請に係る証券業が、その営まれる地
域における有価証券の取引の状況、証券会社
及びその営業所の数その他その地域における
経済の状況に照らして、必要かつ適当なもの
であること。

第三十二条 大蔵大臣は、免許申請者が次の各号
の一に該当する場合においては、第二十八条第
一項の免許をしてはならない。

一 資本の額が、免許の種類、業務の態様及び
営業所の所在地に応じ、公益又は投資者保護
のため必要かつ適当なものとして政令で定め
る金額以上の株式会社でないとき。

二 この法律の規定により罰金の刑に処せら
れ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受
けることがないこととなつた日から五年を経
過するまでの会社であるとき。

三 第三十五条第一項の規定により、その受け
ているすべての種類の免許を取り消され又は
申請に係る免許と同一種類の免許を取消さ
れ、その取消しの日から五年を経過するまで
の会社であるとき。

四 取締役(相談役)、顧問その他いかなる名称
を有する者であるかを問わず、会社に対し取
締役と同等以上の支配力を有するものと認め
られる者を含む。以下この条及び第三十五条
第二項において同じ。又は監査役のうちに次
のいづれかに該当する者のある会社であると
き。

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑又はこの法律の規定により
罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
つた後又は執行を受けることがないことと
なつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社が第三十五条第一項の規定によ
り

りその受けているすべての種類の免許を取
り消された場合において、その取消しの日
以前三十日内にその会社の取締役であつた者
でその取消しの日から五年を経過するま
でのもの

二 第三十五条第二項の規定により解任を命
ぜられた取締役又は監査役でその処分を受
けた日から五年を経過するまでのもの

三 第三十三条 証券会社は、次の場合においては、
大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 商号を変更しようとするとき。
二 資本の額を変更しようとするとき。

三 業務の方法を変更しようとするとき。
四 支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五 本店その他の営業所の位置を変更しようす
るととき。

六 支店以外の営業所を支店に変更しようとする
とき。

第三十四条 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可
を受けなければ、その効力を生じない。

一 証券会社の合併又は営業の全部若しくは一部
の譲渡若しくは譲受け

二 証券業の廃止(二種類以上の免許を受けて
いる場合における一部の種類の免許に係る業
務の廃止を含む)又は証券会社の解散の決議
がかかる場合においては、当該証券会社の
一に該当する場合においては、当該証券会社の
免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定め
て業務の全部若しくは一部の停止を命ずること
ができる。

一 第三十二条第一号又は第二号に該当するこ
ととなつたとき。

二 第三十二条第二号又は第四号の規定に該當
することとなつたとき。

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃
止したとき。

四 営業を止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を
支店以外の営業所に変更したとき。

三 業務又は財産の状況に照らし支拂不能にお
ちいるおそれがある場合において、投資者の
損害の拡大を防止するためやむを得ないと認
めた者は、当該証券会社が行なつた有価証券

められるとき。

大蔵大臣は、証券会社の取締役又は監査役が
第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該
当することとなつたとき、又は前項第二号に該
当する行為をしたときは、当該証券会社に対し
て、当該取締役又は監査役の解任を命ずること
ができる。

第三十六条 大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許
をすることが適当ないと認めるときは、又
は前項の規定に基づく処分をしようとするとき
は、免許申請者又は処分を受けることとなる証
券会社に通知して、当該職員をして、当該免許
申請者又は証券会社につき審問を行なわせなけ
ればならない。

大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しく
は第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若
しくはしないこととしたとき、第二十九条第一
項の規定により条件を附すこととしたとき、
又は前項の規定に基づいて処分をすることとし
たときは、書面をもつて、その旨を免許申請者
又は証券会社に通知しなければならない。この
場合においては、当該免許又は認可をすること
としたときを除き、その理由を附記しなければ
ならない。

第三十七条 証券会社は、次に掲げる場合に該當
することとなつたときは、運営なく、その旨を
大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 第三十一条第一項第三号に掲げる事項に変更
があつたとき。

二 第三十二条第二号又は第四号の規定に該當
することとなつたとき。

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃
止したとき。

四 営業を止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を
支店以外の営業所に変更したとき。

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃
止したとき。

四 営業を止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を
支店以外の営業所に変更したとき。

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃
止したとき。

四 営業を止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を
支店以外の営業所に変更したとき。

三 業務又は財産の状況に照らし支拂不能にお
ちいるおそれがある場合において、投資者の
損害の拡大を防止するためやむを得ないと認
めた者は、当該証券会社が行なつた有価証券

の売買その他の取引を結了しなければならな
い。この場合において、当該証券会社があつた者
は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲
内において、なおこれを証券会社とみなす。

前項の規定は、証券会社が二種類以上の免許
を受けている場合において、その一部の種類の
免許に係る業務を廃止したときに、これを準用
する。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十一条を削り、第四十一条の二中「証券業
者」を「証券会社」に改め、同条を第四十一条とす
る。

第四十二条及び第四十三条を次のように改め
る。

第四十三条 証券会社の常務に従事する取締役
は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、
他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでは
ならない。

第四十四条 証券会社の業務を営む上におい
て公益又は投資者保護のため支障を生ずること
がないと認められるものについて、大蔵大臣の
承認を受けたときは、この限りでない。

第四十五条 証券会社に改め、同条を第四十四条とする。
第四十五条から第四十九条までの規定中「証券
業者」を「証券会社」に改める。

第五十条 証券会社又はその役員若しくは使用者
は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引に関連し、株
式その他の価格の変動する有価証券について、
価格が騰貴し又は下落することの断定的判断
を提供して勧誘する行為

二 有価証券の売買その他の取引につき、顧客
に対して当該有価証券について生じた損失の
全部又は一部を負担することを約して勧誘す
る行為

三 前二号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして大蔵省令で定める行為

第五十一条から第五十三条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 大蔵大臣は、証券会社の業務又は財産の状況が次の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、業務の方法の変更、三箇月以内の期間を定めて、業務の全部及び一部の停止、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができること。

第五十五条 大蔵大臣は、有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

二 金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務又は財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として大蔵省令で定める場合

前項第一号に規定する負債の合計金額及び純財産額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十六条の規定は、第一項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第五十五条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十五条の二を削り、第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第五十六条 証券会社は、有価証券の売買による利益の額が有価証券の売買による損失の額をこえるときは、大蔵省令で定めるところにより計算される。

算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十七条 証券会社は、資本の額に達するまでは、毎決算期において金額による利益の配当額の五分の一以上を利益準備金として積み立てなければならない。

第五十七条の次に次の二条を加える。

第五十七条の二 証券会社は、有価証券の売買その他の取引の数量に応じ、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第一項の規定による準備金の積み立てに關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十二条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために第二条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為又は売買取引の委託の勧誘を行なう者（以下「外務員」という。）氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならぬ。

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならぬ。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

イ 氏名、生年月日及び住所

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

ニ 外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者についての所屬していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた期間

前項の登録申請書には、登録を受けようとす

る外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他の大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十三条 大蔵大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するとき、又は登録の当時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが發見されたとき。

一 第三十二条第四号イからニまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが發見されたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第三十六条の規定は、前項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第六十四条の四 大蔵大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に關する登録を抹消する。

三 登録申請者以外の証券会社に所属する外務員として登録されている者

第三十六条の規定は前項の規定により登録を拒否する場合に、これを準用する。

第六十四条 外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他の取引に關し、一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。

前項の規定は、相手方が惡意であつた場合における場合は、適用しない。

第六十四条の二 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第六十四条の二の二 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第六十四条の二の三 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第六十四条の三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができるものとみなす。

第六十四条の三の二 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の四 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の五 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の六 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の七 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の八 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の九 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十一 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十二 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十四 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十五 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十六 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十七 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十八 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の十九 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十一 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十二 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十四 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十五 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十六 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

第六十四条の三の二十七 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が第六十四条の三に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずまつ消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわないこととなつた事実が確認されたとき。

第六十四条の五 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六十七条第一項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまで」のいすれかに改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定により登録を拒否した場合においては、連絡なく、理由を記載した書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第七十一条第三号及び第八十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第八十三条第一項第三号中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第三号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改める。

第九十条中「証券業者」を「証券会社」に改める。第九十一条を次のように改める。

第一百条第四項及び第二百二条第一項中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改める。第一百二十九条第一項中「本店若しくは支店その他の営業所」に改め、同条第二項中「又は代理店」を「本店及び支店その他の営業所」に改め、同条第二項中「又は代理店」を

削る。

第一百五十六条の四第二項第三号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号イ中「第三十一条第一項第九号イからホ」を「第三十二条第四号イからニ」に改める。

第一百五十六条の九、第一百五十七条、第一百六十三条、第一百八十四条第一項及び第一百九十二条の二中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第一百五十七条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第二十八条第一項の規定による免許を受けないで証券業を営んだ者(同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業を営んだ者を含む)。

第一百九十八条第三号及び第四号を削る。

第一百九十九条中「その行為をした」の下に「証券会社」を加え、同条中第一号を第一号の六とし、同号の前に次の五号を加える。

一 第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二 第三十三条の規定に違反したとき

一の三 第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一百八十二条第三号及び第四号を削る。

第一百八十二条第三号の次に次の二号を加える。

二の二 第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

一 第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二 第三十三条の規定に違反したとき

一の三 第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一百九十八条第三号及び第四号を削る。

第一百九十九条中「その行為をした」の下に「証券会社」を加え、同条中第一号を第一号の六とし、同号の前に次の五号を加える。

一 第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二 第三十三条の規定に違反したとき

一の三 第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一百九十八条第三号及び第四号を削り、同号の三中「第四十二条の二」を「第四十四条」に改め、同号を同条第三号の二とし、同条第七号

第一百条第三号中「第二十八条」を「第三十条、第六十二条」に改め、同条第三号の二を削り、同号の三中「第四十二条の二」を「第四十四条」に改め、同号を同条第三号の二とし、同条第七号

四 刪除

第二百五十五条中「、第五十四条第一項」を削る。

第二百五十六条第一号を次のように改める。

六 第四十二条の規定に違反した者

又は第五十五条の二を削除

十から十二まで 削除

又は虚偽の届出をした者

して、適用する。

この法律の施行の際現に証券業者の常務に從事する取締役で他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるものが、この法律の施行の日から一月以内に大蔵大臣にその旨の届出をした場合においては、当該取締役は、引き続き当該届出のあつた他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるときに限り、前項の規定により適用されることとなる新法第四十二条の規定にかかるわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、同条の承認を受けたものとみなす。

六 第四十二条の規定に違反した者

又は虚偽の届出をした者

して、適用する。

この法律の施行の際現に証券業者の常務に從事する取締役で他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるものが、この法律の施行の日から一月以内に大蔵大臣にその旨の届出をした場合においては、当該取締役は、引き続き当該届出のあつた他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるときに限り、前項の規定により適用されることとなる新法第四十二条の規定にかかるわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、同条の承認を受けたものとみなす。

六 第四十二条の規定に違反した者

又は虚偽の届出をした者

三十五条第一項若しくは第二項の規定により証券会社の受けているすべての種類の免許を取り消され若しくは解任を命ぜられ又は新法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

この法律の施行前(証券業者については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前)にした行為及び第五項の規定により従前の例によることとされる証券業者の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十号及び第五十一号を次のように改める。

五十 証券会社及び証券投資信託の委託会社を免許し、これらを監督すること。

五十一 証券業協会を登録し、これを監督すること。

第十条の二第三号を次のように改める。

三 証券会社を免許し、これを監督すること。

第十条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

前項の規定による改、正後の大蔵省設置法第四十五条又は第十条の二第三号に規定する大蔵省の権限又は証券局の事務には、昭和四十三年三月三十一日までは、証券業者を登録し、これを監督することとする。

証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「証券取引法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」と「証券取引法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号ハ中「証券業者が同法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定に

より登録」を「証券会社が同法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同号ニ中「第五十九条」を「第三十五条第一項」に改める。

第三十四条第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

「証券業者」を「証券会社」に改める。

第十一条中「登録」を「受けているすべての種類の免許」に改める。

次に掲げる法律の規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

一 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第百六十四号)第六条第二項
二 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第五十三条第二項第二号及び第三項
三 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第二号

昭和四十三年三月三十一日までは、前二項の規定による改正後の法律の規定の適用については、証券業者は、証券会社とみなす。

昭和四十年三月三十日印刷

昭和四十年三月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局